第６号様式別表２の２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法第53条第７項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第８項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。また、合併等事業年度（同条第７項に規定する合併等事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては法人税法第57条第７項の規定により同条第２項の規定の適用がないことを証する書類を併せて添付すること。

２　「控除対象合併等前欠損調整額②」の欄は、「合併等前欠損金額①」の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日（合併等事業年度について法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第８項の規定を適用する場合は、同条第１項に規定する６月経過日の前日）における法第53条第４項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第53条第４項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第４項第２号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

３　「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の３の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の４の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第６号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

(2)　第６号様式別表１の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額

４　法第53条第７項の規定により被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の合併等前欠損金額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合には、この明細書の各欄は、当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものに係る控除対象合併等前欠損調整額（同条第９項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。以下この記載要領において同じ。）と同条第８項の規定の適用を受ける法人の控除対象合併等前欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。